

障がい者・高齢者にやさしい街・熊本へ すべてのバス停に「ベンチ」の設置を！

上野みえこ議員の
一般質問報告(その1)



12月2日の一般質問で、上野みえこ議員は高齢者や障がい者から要望のあった、市内各所のバス停へのベンチ設置をすすめるよう求めました。

待ち時間が長いバス停ほど設置されていない

熊本市内には、1,900カ所のバス停があります。主なバス停には、近隣事業者の協力等で設置されていますが、市内周辺部や便数が少なく待ち時間の長

いバス停などには、ベンチがないところが多々あります。

高齢者・障がい者の方から「バス停にベンチが置いてほしい」との要望がありました。

環境の時代、公共交通の利用促進が求められる

高齢者・障がい者にやさしいまちづくりと併せ、気候危機が叫ばれる今、公共交通の利用促

進が求められます。利用者の利便性向上策としてもベンチの設置は有効です。

都市建設局長は「必要性は高いと認識している」と答弁

局長は「今後の超高齢社会の進展を見据えた中、必要性は高いと認識している。現在取り組んでいる『バス待ち処』（コンビ

ニを活用した待合所・現在58カ所）の拡大とともに、ベンチ設置もバス事業者と方策等について研究する」と答弁しました。

「新日本婦人の会熊本支部」から議会へ陳情書

バス停へのベンチ設置では、「新日本婦人の会熊本支部」から、今議会へ陳情書が提出されています。

「熊本地域公共交通計画」では公共交通が果たすべき役割として、「日常生活に必要な移動を支える」、「町の賑わい創出・環境改善に貢献する」ことが明記されており、高齢者が元気に街に出て寝たきりにならず、街の賑わい創出にも、バスの利用促進は重要であると、陳情趣旨に述べられています。

弁護士による「無料法律相談」のご案内

日本共産党が毎月定例で行っている無料の法律相談です。どなたでもご利用できます。また、生活相談も合わせて行っています。

「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 12月22日(水) 午後1時30分～4時
山本のぶひろ渡鹿生活相談所(渡鹿5-19-7) TEL 362-5181
- 1月7日(金) 午後3時～5時
東区生活相談所(新生2-5-18ハイツふかだ1F) TEL 328-2656
- 1月11日(火) 午前10時～午後4時
さくら法律事務所(京町本町1-22) TEL 090-8667-3148
- 1月13日(木) 午後1時～4時
菜の花法律事務所(南区江越1-17-12) TEL 322-7731
- 1月19日(水) 午前10時～12時
中央区生活相談所(水前寺2-17-12 桑村ビル201) TEL 285-6120
- 1月20日(木) 午後6時～8時
北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) TEL 338-2001

日本共産党
熊本市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1
発行：日本共産党熊本市議

NO. 1261
2021年12月12日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
HP：共産党 熊本市議団



上野みえこ
(中央区)



なすまどか
(東区)

困窮世帯や農家などから“悲鳴” 例年にない原油高騰への支援は、待ったなし



コロナに追い打ちの原油高騰、国任せにしないで

冬を迎えた今、原油価格の高騰による灯油・燃油の値上がりにより多くの市民が頭を痛め、家庭の暖房費・中小企業・農業・交通など、幅広い分野に影響しています。熊本でも、昨年11月は1,500円程度だった配達灯油価格が、今年

11月は2,000円台です。長期コロナ禍の暮らし・営業をさらに圧迫する二重苦となっています。

国の対策（元売り支援・備蓄活用）は、すべてが末端価格引下げには反映されません。国任せの対応では、窮状は改善できません。

灯油代の高騰に食費を削る困窮世帯

困窮する世帯では、「灯油の値上がりで、食費を削るような生活を送っている」などの声が寄せられています。

上野議員は、生活保護世帯や低所得世帯、ひとり親・高齢者・障がい者世帯等へ、福祉灯油などの暖房費助成を求めました。

農家では、早い寒さの到来・燃油値上がりの二重苦

例年11月末くらいから燃やす重油を、早い冷え込みで、今年は2週間早く燃やし始めた。加えて、燃油高騰で大変大きな負担とのこと。

国のセーフティネット事業は、使う重油量すべてが対象とならず、補助対象外部分があり、十分な補償とはなりません。自治体の支援が必要です。

タクシーやバス事業者への支援を

コロナ禍に減収となっている交通事業者も燃油高騰の影響が大きく、支援が必要です。タクシーやバス事業者への支援を求めました。

困窮世帯への光熱費補助・保護制度の改善を 「熊本市健康と生活を守る会」と一緒に市へ申入れ

11月26日、「熊本市生活と健康を守る会」より、熊本市へ生活困窮者への光熱費助成や生活保護制度の改善に関して申し入れが行われました。日本共産党市議団も一緒に参加しました。



【要望内容】

- 1、「生活保護は国民の権利」と明記したポスターを公民館などに貼りだし、生活保護が気軽に受けられるように啓発すること
- 2、「扶養照会」が義務でないことを、相談職員や申請者に徹底すること
- 3、冬季加算月額2630円では、灯油の高騰に対応できないので、困窮者への高熱費補助を実施することや、冬季加算を増額すること
- 4、県下の熊本市以外の市町村よりも低い住宅扶助費額について、実態を把握するとともに、引上げを国に求めること
- 5、支給される布団が薄くて、冬は寒い。予算を拡充して安眠できる環境づくりをしてほしい
- 6、車の所有は、当事者の意見をよく聞き、柔軟に対応すること
- 7、転居の際の家具什器費が3万円では、生活に必要なものが買えない。
 1. 3倍の特別基準を適用するなど、増額対応をすること
- 8、県営住宅・市営住宅への転居は、速やかに認めること
- 9、滞納してた介護保険料は、国民健康保険と同様に、生活保護となった場合は滞納分も減免すること
- 10、リバースモーゲージ制度は柔軟に対応すること
- 11、保護申請者のプライバシーに配慮するとともに、低いカウンターを設置するなど、生活保護窓口の環境改善に努めること